

議案第91号

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

一般職の職員との均衡を図るため、教育長の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例（平成7年あきる野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。